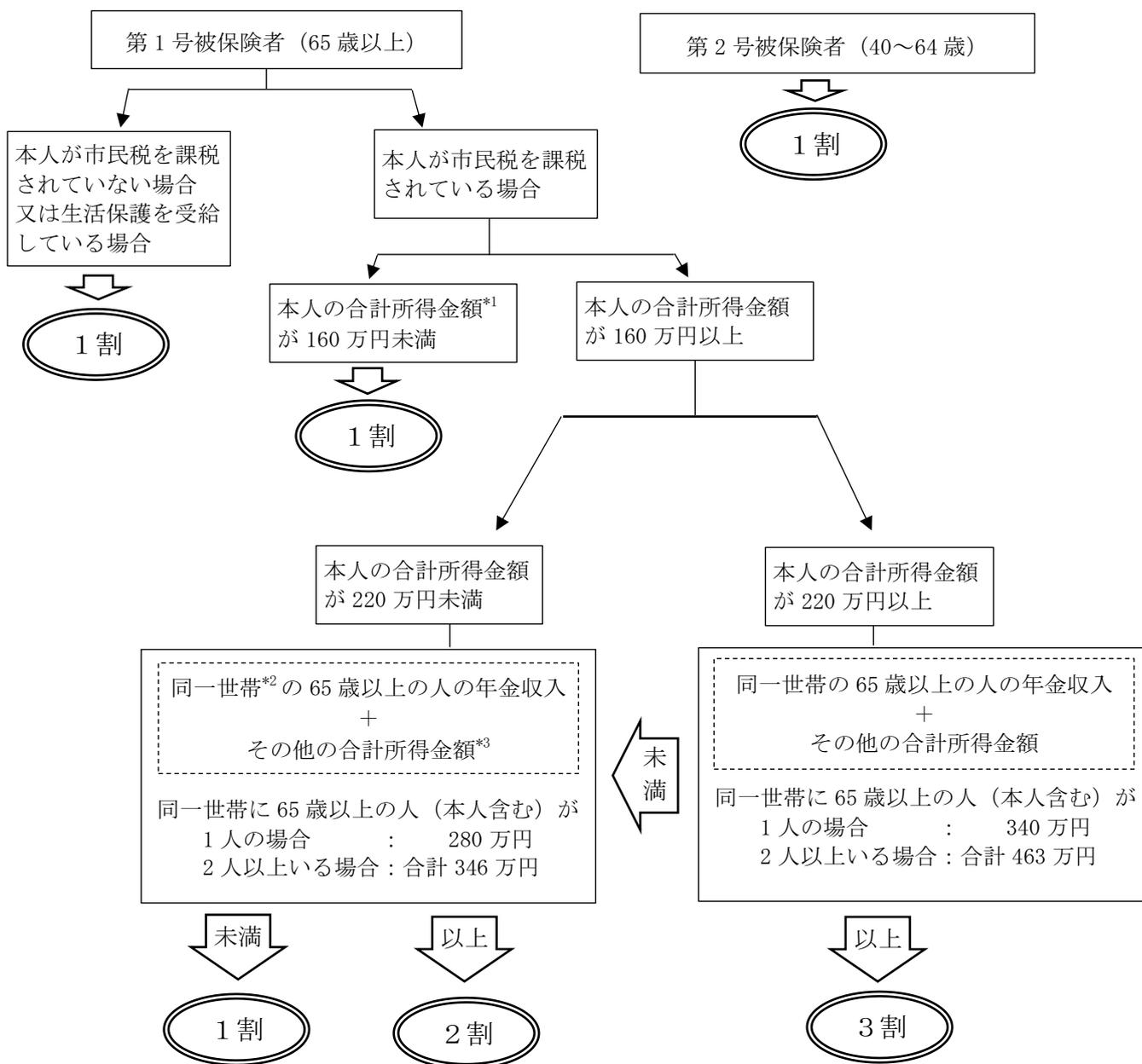


<利用者負担の判定の流れ>



*1 合計所得金額とは、収入から必要経費を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除等の控除をする前の所得金額をいいます。平成30年8月からは、合計所得金額から「長期・短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

*2 同一世帯とは、住民基本台帳上の世帯を指します。

*3 その他の合計所得金額とは、合計所得金額から年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。